

自白法則 (319条1項・任意性)

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから刑事訴訟法#30 / 動画: <https://youtu.be/U4Pu1bpXGw8>

第4章 公判・証拠法 ⑦／動画の内容を見返し用にまとめたものです(動画には含みません)。

自白とは何か——承認・自認との区別 [短答・論文共通]

まず、言葉を正確に。自白とは何か。犯罪事実の全部または重要部分を認める供述です。それが自白。では、こちらはどうか。「ナイフは私の物です。でも刺していません」。これは自白ではありません。不利益事実の承認、と言います。承認という大きな輪の中に、自白がある。自白は、承認の一部です。有罪の自認。事実だけでなく「私は有罪だ」と。法的な評価まで認めてしまう場面です。これは条文が手当てしています。319条3項。有罪であることを自認する場合を含む。1項と2項の自白に含めて扱います。

もう一つ、前々回の回収です。322条1項。但書を見てください。承認が自白でない場合においても、319条の規定に準じ、任意性に疑いなら排除。そこです。自白法則の網は、承認まで広い。伝聞と自白の交差点。ここで繋がりました。

なぜ規制する？——証拠の女王の影 [短答・論文共通]

では、なぜ自白だけ特別扱いなのか。人間には、こういう経験則があります。自分に不利なことは、嘘をついてまで言わない。だから自白は、昔から最強の証拠でした。証拠の女王、と呼ばれてきたほどです。でも、その強さが影を生みました。二つあります。まず、捜査側。自白さえ取れば勝ち、なら何が起きますか。強引な取調べの温床になった。もう一つは、裁判側です。自白があると、他の証拠

の吟味が甘くなる。自白偏重。誤判の歴史がそこにある。強い薬ほど、誤って作られた時の被害も最大です。

だから法は、二重の安全装置をかけました。入口と出口。入口は、証拠能力。319条1項。作られ方に疑いのある自白は、法廷に入れにくい。いい喩えです。疑わしい薬はまず捨てる。出口は、証明力の使い方。319条2項。条文の言葉だけ、先に見ておきます。公判廷における自白であると否とを問わず。唯一の証拠である場合には、有罪とされない。検査を通った薬も、単剤では処方しない。これが補強法則。よく気づきました。入口は自白プラス承認。出口の補強は、自白だけが対象です。

ここで一つ、用語の交通整理をします。任意性と、信用性。似て非なる言葉です。「殴られて言わされた」。これはどちらの問題。正解。証拠能力の話。では「自分から喋ったが、弟をかばう嘘だった」。それは証明力の話。自由心証の世界です。その通り。あの2階建てが、ここでも土台です。

入口の条文——319条1項と憲法38条 [短答・論文共通]

では、入口の条文を読みます。319条1項。全文です。強制、拷問又は脅迫による自白。不当に長く抑留又は拘禁された後の自白。明文の事由、と呼びます。抑留は一時的な、拘禁は継続的な身体拘束です。そして最後に、大きな受け皿が来ます。その他任意にされたものでない疑いのある自白。一般条項です。そして、もう一つ。「疑いのある」という言葉に注目してください。不任意だと証明できなくても。疑いが残るだけで、証拠にできない。だから実務では、検察側が。任意性に疑いがないことを立証していきます。

実はこのルール、憲法由来です。38条。1項。自己に不利益な供述を強要されない。2項が、自白排除。3項が、補強。入口も出口も、憲法レベルの要請なんです。

ここで、2項と319条1項を見比べます。短答で効く、条文の小ネタです。憲法38条2項には、明文の事由しかない。そこです。319条1項は一般条項を上乗せした。法律が、憲法より網を広げたんです。よく見ました。憲法は「若しくは」と「又は」。自白2グループを「又は」で大きく繋ぎ。グループの中は「若しくは」で繋ぐ構造です。319条は読点と「その他」で並べるので。各グループの中が「又は」になる。構造が変われば接続詞も変わる。読解の基本です。

なぜ排除する？——根拠3説という 道具〔論文の骨格〕

条文は「任意にされたものでない疑」と言う。でも、肝心なことが書いていません。その通り。物差しの中身が、空欄なんです。問いを一段、遡ります。そもそも、なぜ不任意自白を排除するのか。この「なぜ」が、物差しの中身を決めます。そして根拠には、3つの説があります。

3つの説は、カメラの向きで覚えてください。同じ取調室を、どこに向けて撮るかの違いです。一つ目。**虚偽排除説**。カメラは、自白の中身が生まれた状況に向く。守りたいのは、裁判の正確さ。誤判防止です。嘘の自白が混ざると裁判所が間違える。基準は、虚偽の自白を誘発する状況か、です。二つ目。**人権擁護説**。カメラは、喋った本人の心に向きます。守るのは供述の自由。黙秘権です。喋るか黙るか、自分で決められたか。基準は、黙秘権を侵す圧迫があったか、です。そういう発想です。そしてこの2つを併せ持つ。それが**任意性説**。通説で、判例の基調です。三つ目が、毛色の違う説。**違法排除説**。カメラは捜査官の手元に向く。守るのは手続の適正。捜査への抑止です。基準は、自白を取る手続に

違法があったか。本人の心理状態は、問題にしません。鋭い。違法収集証拠排除法則の自白版です。

では実務はどれか。到達点を整理します。基本は、任意性説で判断します。ただ、心理の物差しでは切れない場面がある。後で出てきます。違法な逮捕中の、穏やかな自白。そこは違法収集証拠排除法則で補完する。そしてここからが大事。3説は、暗記して終わりの知識ではありません。この後の争点6連発で、結論を導く道具です。その前に、もう一つだけ部品を足します。

明文事由と因果関係〔短答・論文共通〕

明文の事由に、戻ります。拷問や、不当に長い拘禁があった。それだけで、自白は自動的にアウトですか。実は、違うんです。もう一つ条件がある。違法な事由と自白の間の、因果関係です。

スイッチとランプを想像してください。違法がスイッチ、自白がランプです。配線が繋がっていて、初めて319条が作動する。あります。例えば、逮捕された直後から。一貫して「私がやりました」と認めていた人。その後の拘禁が、不当に長引いたとします。スイッチを押す前から点いていたランプ。拘禁との因果がないので、自白は使えます。一度釈放されて、しばらく自宅で過ごした後。自分から出頭して、自白した場合です。相当期間が経てば、因果は切断される。明文事由イコール即アウト、ではない。ここ、短答でも論文でも効く視点です。

類型①約束による自白〔論文の骨格〕

準備が整いました。争点6連発、いきます。まず、約束による自白。事案はこうです。起訴するかどうかを決めるのは、検察官です。その検察官の、こんなことばが。弁護人を通じ

て、被疑者に伝わりました。「自白すれば、起訴猶予にする」。被疑者はその言葉を信じて。起訴猶予を期待して、自白しました。学校で考えてみましょう。カンニングを疑われて、先生に言われる。「白状すれば、追試なしにしてやる」。そこなんです。利益の誘いは。無実の人ほど、強く効くんです。

判例です。最高裁、昭和41年7月1日。第二小法廷の判決です。起訴不起訴の決定権を持つ検察官の。起訴猶予にする旨のことばを信じ。起訴猶予になることを期待してした自白は。任意性に疑いがあり、証拠能力を欠く。ここで、主体に注目してください。決定権を持つ「検察官」の言葉です。期待に現実味がある分、誘引が強い。では、3つの説で理由づけしてみます。虚偽排除のカメラ。誘引が強力なので。嘘の自白を誘発するおそれ大きい。人権擁護のカメラ。利益と引き換えの供述は。自由な意思決定と言えるか、疑わしい。違法排除のカメラはどうですか。本来取調べで約束すべきでない利益。手法として違法。だから排除、となります。どの説でも結論は否定。理由づけが違うだけ。

類型②偽計による自白——切遣え尋問〔論文の骨格〕

二つ目。約束がご褒美なら、こちらは騙し。偽計です。事案は、旧軍用拳銃の不法所持事件。被疑者は、妻との共謀を疑われていました。取調官は夫に、こう告げます。「奥さんはもう自供したぞ」。嘘でした。でも夫は、観念して自白します。この手口には、続きの型があります。今度は妻の側に、こう告げる。「夫はもう認めたぞ」。そこが怖いところです。図を見てください。最初の1枚だけ偽物のドミノなんです。偽のドミノで夫が倒れると。次のドミノは、本物として倒れていく。これを切遣え尋問と呼びます。

判例です。最高裁、昭和45年11月25日。大法廷の判決。規範を読みます。偽計によって被疑者が心理的強制を受け。その結果虚偽の自

白が誘発されるおそれの。ある場合には、任意性に疑いがあるものとして。証拠能力を否定すべきである。採用すれば319条1項に違反し。ひいては憲法38条2項にも違反する。大法廷の重い判断です。

ここで、試験のツボを一つ。この規範、よく見ると絞りがあります。そこです。偽計イコール直ちにアウトではない。判例の立場では、違います。軽い揺さぶり程度で、本人が冷静に判断できていたなら。直ちに排除とまでは言っていない。虚偽を誘発する強さがあったか。この定式、どのカメラの発想に見えますか。いい読みです。虚偽排除の色が濃い定式です。では、違法排除のカメラならどうなるか。手続の公正に反するから原則排除。心理的強制の有無を問わず、網が広がる。説によって、結論の範囲まで変わるんです。

論文の型：偽計による自白〔論文〕

ここで、論文の型にします。偽計による自白で、答案に書く規範はこれ。偽計によって被疑者が心理的強制を受け。その結果虚偽の自白が誘発されるおそれの。ある場合には、任意性に疑いがあるものとして。証拠能力を否定すべきである。これはこのまま覚えてください。

型を、簡単な事例で実演します。取調官KがAに、嘘を告げました。「共犯者Bは、もう全部認めている」。観念したAは、自白しました。まず問題提起。偽計で得たAの自白に証拠能力はあるか。319条1項の任意性との関係で問題となる。次に、さっきの規範を立てます。そして、あてはめ。共犯者が認めたという虚偽は。もう争っても無駄だ、という心理的強制を生む。よって任意性に疑い。証拠能力否定。事例、問題提起、規範、あてはめ。この流れです。

【論文の骨格】 類型③手錠をかけたままの自白

三つ目。手錠をかけたままの取調べです。事案は、公職選挙法違反の事件。手錠をかけたまま取調べが行われ。自白調書が作られました。実は、明文の禁止規定はないんです。公判廷なら287条1項が身体拘束を禁じますが。取調室には、その条文が直接は及ばない。そこで判例が、面白い構成を採りました。

最高裁、昭和38年9月13日。第二小法廷。手錠を施されたままであるときは。その心身に何らかの圧迫を受け。任意の供述は期待できないものと推定され。反証のない限り、任意性に疑いがある。ハンデ戦を想像してください。手錠のままの自白は、スタートがマイナス地点。最初から、疑いありの扱いで始まります。圧迫はなかったと反証できれば。ゼロ地点に戻れる。立証責任の転換的な構成です。

そして、ここが最大の注意点。この事件自体の結論、どうなったと思いますか。それが、肯定なんです。上告棄却。当該事案では、取調べが終始おだやかな雰囲気。行われたという事情が認められた。つまり、反証が成立したんです。規範は「原則疑い」、結論は「肯定」。このねじれを知らないと、短答で落とします。規範と当該事案の結論、セットで暗記。3説では、任意性説は身体の圧迫から心理を見る。違法排除説は、必要もない手錠での取調べ自体を。違法と評価して、排除に向かいます。

【論文の骨格】 類型④接見制限中の自白

四つ目。これは、回収案件です。接見交通権の回で、宿題にしていました。弁護人と会わせない間に取られた自白は。どうなるか。自白法則の回で、と。39条1項。身体拘束中の被疑者は。立会人なくして弁護人と接見できる。防御権の、まさに要の権利でした。被疑

者にとって弁護人は。外の世界とつながる、唯一のパイプです。そのパイプを塞がれた密室の孤立を考えてほしい。その状態で取られた自白を、どう処理するか。実は、最高裁の確立した定式は。ここでは固まっていません。だからこそ、3説の道具が活きます。任意性説のカメラは、本人の心に向くので。接見制限を、任意性判断の一事情として。他の事情と総合評価します。総合して疑いが残れば、排除です。違法排除説のカメラは、捜査官の手元へ。それだけで直截に排除へ向かう。論文では、自分の立てた説で筋を通すこと。

【論文の骨格】 類型⑤違法な身柄拘束下の自白

五つ目。3説が一番きれいに分かれる類型です。事案。令状のない違法な逮捕や。本命を吐かせるための違法な別件逮捕で。身柄を拘束されている間の自白です。ただし、ここがポイント。取調べ自体は、終始穏やかでした。被疑者も、自分から進んで話している。そこなんです。任意性説のカメラは心に向く。心が自由なら、「任意性あり」になってしまう。では任意性説は、お手上げですか。その通り。自白法則ではなく。違法収集証拠排除法則で処理します。拘束の違法が重大なら、証拠能力を否定する。一方、違法排除説ならどうですか。ストレートに自白法則を直接適用。結論はどちらも否定。でも構成が分かります。論文で構成を書き分ける、一番の見せ場です。なお、違法収集証拠排除法則の本論は。重大な違法の基準も含めて、32回で扱います。

【論文の骨格】 類型⑥反復自白

最後、六つ目。反復自白です。時間軸が入る、応用型の類型です。第一段階。警察官が違法な取調べで。無理やり自白させました。第一自白。問題は第二段階です。後日、検察官が適正な手続で取調べた。穏やかな取調べ

で、また同じ自白をした。この第二自白は使えるか。一度濁った水を、想像してください。蛇口を替えただけで、水は澄みますか。それが答えです。被疑者の心の中では。また否定したらひどい目に遭う、という萎縮や。もう手遅れだ、という諦めが続いている。だから、影響を断ち切る措置。遮断措置がない限り、任意性に疑いが残る。取調べの冒頭で、はっきり告げることです。前の自白は証拠にならない。ここでは本当に自由に話している、と。それで初めて第二自白が生きてきます。これが任意性説からの枠組みです。違法排除説からは、別の名前がつきます。毒樹の果実という考え方です。毒のある樹から採れた果実も、毒に染まる。この本論も、32回の違法収集証拠で扱います。

まとめ——類型×3説マトリクス

〔まとめ〕

6連発、お疲れ様でした。一枚で一望します。縦に6類型、横に2つのルートです。約束。虚偽への強い誘引だから、疑いあり。違法排除

なら、権限外の取引自体が違法。違法排除なら、嘘の捜査自体を違法視。手錠は、圧迫を推定。ただし反証で覆る。そのねじれ、もう忘れませんか。接見制限は、一事情として総合評価か。重大な違法として直截に排除か。任意性説は違法収集証拠排除法則へ。違法排除説は、319条を直接適用。反復自白は、遮断措置がなければ疑いが続く。

最後に、冒頭の話に戻ります。取調室の「私がやりました」が、法廷から消える。理由を、一言で言えますか。完璧です。そして物差しの空欄を埋めるのが。カメラの向きが、あてはめを決める。これが自白法則。入口の関門でした。

次回予告——補強法則〔次回予告〕

出口の規制です。補強法則。319条2項と憲法38条3項。任意で、証拠能力も認められた自白。それでも、自白一本では有罪にできない。そこが論点です。範囲、適格、程度。さらに、共犯者の自白という難問もあります。仲間の自白で、自分だけ有罪になるか。有名なパラドックスです。お楽しみに。